

社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会
会 長 藤 井 秀 城 殿

給食サービス利用申請書

下記により、給食サービスを利用したいので申込みます。

申請者氏名	氏 名	Ⓜ	電話番号	—
	住 所			
	生年月日 (年 齢)	明治 大正 年 月 日 (歳) 昭和		
配食担当福祉委員				

事業利用対象者等（事業実施要綱第3条関係）
事業実施要綱第3条及び様式第2号の結果で、総合的な判断により決定させていただきます。

福祉委員の意見

福祉委員名： _____

民生児童委員の意見

民生児童委員名： _____

調査年月日 _____

東かがわ市社会福祉協議会 (_____ 支所)

対象者氏名		調査員氏名	
	状態	有・無・不明	場所 (部位) ・ 程 度 等
身体 状 況	麻痺	有・無・不明	右・左：上肢・下肢 全身・半身：上体・下体 その他
	拘縮	有・無・不明	手指・肘・膝・足・その他 ()
	疼痛	有・無・不明	時々・いつも (痛みの場所)
	視力	有・無・不明	物が見えてわかる・どうか物がわかる・全く見えない
	その他	有・無・不明	めまい・その他 ()
日 常 生 活 動 作 状 況	寝返り	1. 自分でできる 2. 時間を要するが自分でできる 3. 介助がなければできない	
	起き上がり	1. 自分でできる 2. 時間を要するが自分でできる 3. 介助がなければできない	
	座る	1. 自分でできる 2. 時間を要するが自分でできる 3. 介助がなければできない	
	移乗	1. 自分でできる 2. 時間を要するが自分でできる 3. 介助がなければできない	
	歩行	1. 自分でできる 2. 時間を要するが自分でできる 3. 介助がなければできない ()	
	着換え	1. 自分でできる 2. 時間を要するが自分でできる 3. 介助がなければできない ()	
	トイレの使用	1. 自分でできる 2. 時間を要するが自分でできる 3. 介助がなければできない ()	
	整容	1. 自分でできる 2. 時間を要するが自分でできる 3. 介助がなければできない ()	
	入浴	1. 自分でできる 2. 時間を要するが自分でできる 3. 介助がなければできない ()	
	食べる	1. 自分でできる 2. 時間を要するが自分でできる 3. 介助がなければできない ()	
	階段の昇降	1. 自分でできる 2. 時間を要するが自分でできる 3. 介助がなければできない	
	社 会 ・ 精 神 生 活 動 作	食事の準備(調理)	1. 自分でできる 2. 時間を要するが自分でできる 3. 介助がなければできない ()
食事の片付け		1. 自分でできる 2. 時間を要するが自分でできる 3. 介助がなければできない	
洗濯と整理		1. 自分でできる 2. 時間を要するが自分でできる 3. 介助がなければできない	
部屋の清掃・整頓		1. 自分でできる 2. 時間を要するが自分でできる 3. 介助がなければできない	
買い物		1. 自分でできる 2. 時間を要するが自分でできる 3. 介助がなければできない	
安全の管理		1. 自分でできる 2. やや困難だが自分でできる 3. 介助がなければできない ()	
金銭の管理		1. 自分でできる 2. やや困難だが自分でできる 3. 介助がなければできない	
冷暖房器具の管理		1. 自分でできる 2. やや困難だが自分でできる 3. 介助がなければできない	
その他		()	
介護保険認定結果	1. 認定を受けていない	2. 認定を受けている (要介護度)	
寝たきり度	1. 自立している	2. 介護がなければ生活できない ()	
痴呆性老人自立度	1. 該当しない	2. 該当するところがある ()	

給食サービス 利用決定の要否：要・否 (平成 年 月 日決定)

給食サービス利用対象者調書の記入方法

1. 身体状況欄について

- イ. 麻痺とは、神経が障害され、筋力が低下、あるいは消失しているなどの状態
- ロ. 拘縮とは、関節などが曲がったままや伸びたままの状態に固定している等、正常に動かせない状態
- ハ. その他（ ）等の空欄に必要な事項があれば、必要事項の状況を記入してください。

2. 日常生活状況について

- (1) 歩行の欄は、（ ）内に杖が必要なら、杖に○をしてください。
- (2) 着替え欄は、（ ）内にボタンができない等があれば、記入してください。
- (3) トイレの使用については、様式だったらできる、和式は困難などがあれば、記入してください。
- (4) 整容は、整容（顔を洗う、髪を梳く、歯磨きをする、爪を切るなど）です。
- (5) 入浴、食べる、階段の昇降等については、何か気になることがあれば、（ ）内に記入してください。

3. 社会・精神生活動作は、社会生活動作及び精神意欲と自立の状況の意味です。

安全の管理の面で、物忘れがひどく、鍋ややかんの空焚きをよくするなどがあれば、（ ）内に記入してください。

4. わからないところは、各社協へ提出する際、お問い合わせください。